

調達要求番号：1PTH1C40001

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	DQR1089450001	仕様書番号
サラダ油	EQ-N160002N	
	作成	平成11年 7月28日
	変更	令和 元年 5月21日
	作成部隊等名	関東補給処 松戸支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のサラダ油（以下、“製品”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 1602 金属板製18リットル缶

NDS Z 0001 包装の総則

食用植物油脂の日本農林規格（JAS: Japanese Agricultural Standard）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）（以下，“JAS法”という。）

食品表示法（平成25年法律第70号）

1.3.2 関連文書

食用植物油脂の格付けの表示の様式及び表示の方法（昭和47年農林省告示第310号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

3.3 その他品質的事項

製品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期日以降18か月以上の品質保証期間を有するものとする。

3.4 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、食品表示法によるほか、次の項目を、容器の見やすい箇所に明記するものとする。

- a) 品名又は商標名
- b) 材料名
- c) 内容量
- d) 製造年月日
- e) 製造者、契約の相手方の名称又はその略号
- f) 食用植物油の格付けの表示の様式及び表示の方法に基づく表示

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 容器

容器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

5.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.3 外装の表示

外装の表示は、調達要領指定書により指定する場合を除き、NDS-Z-0001の5.2.2によるほか、商慣習による。

なお、次の項目を明記するものとする。

- a) 調達要求番号
- b) 品名
- c) 物品番号
- d) 納入年月
- e) 契約の相手方の名称又はその略号

【NDS-Z-0001の5.2.2】

表示の位置は、直方形容器の2面（右の側面）及び5面（前のつま面）とする。

なお、直方形容器は、容器の接合部がある場合には接合部が右側に直立するように置くものとする。

5.4 納入単位

納入単位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、缶（CN）とする。

6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

【GLT-CG-Z000001の8.3】

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調 達 品 目 表

調達要求番号	1 P T H 1 C 4 0 0 0 1	作成部隊等名	関東補給処 松戸支処
調達要求年月日	令和3年3月10日	作成年月日	令和元年5月21日
仕様書番号	E Q - N 1 6 0 0 0 2 N		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	注記
サラダ油	日清オイリオ(株) 日清サラダ油 16.5kg	-
	(株) J-オイルミルズ サラダ油ライム16.5kg缶	
	昭和産業(株) グリーンサラダ油 16.5kg	
	ボーソー油脂(株) ナタネサラダ油 16.5kg	
	辻製油(株) キャンオーラ油16.5kg缶	
	UCCフーズ(株) ロイヤルシェフサラダ油 16.5kg缶	
	理研農産化工(株) 菜種サラダ油 16.5kg	
	サミット製油(株) サミット 菜種サラダ油 16.5kg	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) J A Sに規定するサラダ油とし、大豆サラダ油、なたねサラダ油又は調合サラダ油とする。
- b) J A S法第10条の規定に基づく食用植物油の格付けの表示の許可を受けたものとする。

3 容器

容器は、J I S Z 1 6 0 2に示す金属板製18リットル缶とし、製品を16.5kg封入するものとする。また、外面塗装は商慣習とし、さびなどの製品に影響と与える有害な欠点がないものとする。

承認(同等品) 審査用提出物一覧

調達要求番号	1PTH1C40001	仕様書番号	EQ-N 160002 N
調達要求年月日	令和3年3月10日	仕様書名	サラダ油
品名	サラダ油	審査内容	同等品 審査

	提出物	提出するもの	備考
書類等	JIS認証適合品証明		※原料の確認ができるもの (パンフレット等)
	カタログ		
	品質証明書	○※	
	社内試験成績書		
	承認用図面		
	安全データシート(SDS)		
	取扱説明書		
	JAS表示認証品であることが確認できるもの	○	
	荷姿の確認ができるもの	○	
製品見本等	色見本(塗装見本)		
	製品サンプル		